令和2年度伊佐市光ファイバ回線整備事業

仕 様 書

伊佐市 令和2年7月

1 事業の概要

(1) 実施方針

民間の電気通信事業者(以下「事業者」という)が、国の高度無線環境整備推進事業(伝送用専用線設備助成事業)を活用し、伊佐市内の未整備地区に光ファイバ網を敷設し、光ブロードバンドサービスを提供する民設民営方式とする。

なお、事業者が提供するサービスに必要な事業費の一部を助成することにより、事業者の 参入を募ることとする。

(2) 整備の方針

情報通信基盤はFTTH(光ファイバ)方式とし、計画に基づき事業者が主体となって基盤整備に取り組むこととする。

(3) 提供サービス

光ブロードバンドサービス

(4) 整備後の運用方針

整備された施設は事業者の資産とし、インターネット等サービス提供にかかる加入促進については、当該事業者によって行われるものとする。

また、運営費及び災害対策費を含む維持管理費並びに機器更新など、整備後にかかる費用は事業者が負うものとし、市の後年度負担は一切行わない。

(5) サービス提供範囲

整備対象地域は、「伊佐市光ブロードバンド整備計画」において示している西山野、羽月西、曽木・針持地区とする。

2 事業期間

補助金交付決定通知日以降、協定書締結から令和3年3月31日までに整備対象地域にて光ブロードバンドサービスを提供開始すること。ただし、事業期間中において、サービスが可能となった地域については、順次サービスを開始することとする。

工期について整備に必要な期間を確保できない場合、国事業の実施期間と整合したうえで調整する。

3 補助金要望額

- (1) 総事業費及び補助金要望額を提案すること。
- (2) 補助金の支払いは、完了届の提出を受けて確認審査を行い、事業完了に基づき補助金を支払うものとする。

4 サービス提供に係る要件

サービスに関して本市が求める要件は次のとおりとする。

(1) サービスの定義

補助金の交付を受けた事業者が提供するサービス及び、当該事業者が提供するサービスを利用して当該事業者以外の事業者が提供するサービス。

(2) サービスの対象地域要件

サービス対象地域については、地域特性、居住地域等を考慮し、整備の基本的な考え方と具体的な整備ルート(エリア)を提示すること。

- (3) 光ブロードバンドサービス
 - ① ベストエフォート型の最大概ね1Gbpsの通信速度を提供できること。
 - ② 企業誘致を考慮し、全国でVPN (Virtual Private Network) を構築できること。また、本サービスは、インターネットを介さないことが望ましい。
 - ③ インターネット利用者については、現在のプロバイダを引き続き利用できることが望ま しい。
- (4) ネットワークの信頼性及び安全性
 - ① 外部からのインターネットウイルス進入防止と感染時の駆除、迷惑メールやフィッシング が非対策に対応したセキュリティ機能を有していること。
 - ② 災害発生時やトラフィックの集中によるサービスの中断が、極力発生しないような通信 回線や通信装置の耐久性・冗長性を考慮した設計がなされていること。
- (5) I P電話サービス
 - ① 現在利用中の電話番号を変更せずに利用できること。
 - ② 現在利用中の電話に関する付加サービスを概ね利用できること。
- (6) 保守・アフターサービス
 - ① 加入申込時に発生する工事費・手数料等の初期費用について、市は一切負担しない。
 - ② 故障受付については、24時間365日対応可能であること。
 - ③ 光ブロードバンドサービスに関するヘルプデスクを設置すること。
- (7) その他
 - ① 本事業は、利用者が事業者の需要予定数に満たない場合においても、事業者判断により 本サービスを停止せず、併せて将来にわたり安定的かつ継続的なサービス提供が可能であ ること。(ただし、保守・保全作業、新サービス移行に伴うサービス停止を除く)
 - ② 本事業にて整備した提供エリアにおいて、サービス提供に必要な設備の最大収容数より 多くの利用希望が発生した場合は、事業者負担にて設備を増設すること。
 - ③ 今後の技術革新に伴う新サービスについては、基本的に事業者にて対応すること。
 - ④ 本事業終了後、整備地域における加入状況等を4半期ごとに報告すること。そのほか、 伊佐市における地域情報化に向けて参考となる資料は、積極的に提供すること。

5. 定例報告

交付決定のあった月の翌月から、毎月15日までに前月の進捗状況を報告すること。

6. 関係法令等の適用、遵守

本事業は電気通信事業者法、その他関係法令及び伊佐市例規の適用を受けるとともに、これを遵守しなければならない。

7. その他

本事業は、事業者が整備する光ブロードバンド情報基盤の設備構築等の事業費に対し一定の 費用を助成するものである。

なお、事業者が整備し、その後、事業者が保有・維持管理するこれらの設備に関して詳細な 仕様は特に要求せず、「4. サービス提供に係る要件」に記載のサービスを実現できる設備仕 様であることとする。

各仕様を満たさない場合であっても、同等以上の代替案等を提案することにより、参加は認めるものとする。

また、総務省の高度無線環境整備推進事業等を活用することとし、当該事業補助金の交付が 決定した際には、「3.補助金要望額」を見直すこととする。

8. 本事業に関する窓口

〒895-2511 伊佐市大口里1888番地

伊佐市 企画政策課 まちづくり政策係(担当:栗巣、森)

電話: 0995-23-1311 ファクシミリ: 0995-22-5344 メールアト・レス: shinkou@city.isa.lg.jp